

**(新) 南の口公園における協働型公園としての運営
体制等の構築支援業務委託公募要項**

令和7年4月

尼 崎 市

(大庄地域課、公園計画・21世紀の森担当)

1 事業目的

市民との協働によるまちづくりを進めるにあたって、都市公園は、新たなコミュニティ醸成の場として、また、まちの活性化や賑わいづくり、自然や緑との触れ合いの場として、多面的なポテンシャルを秘めた貴重な公共空間と捉えており、大庄地域の中心に位置する大庄西中学校跡地に整備する（新）南の口公園及びコミュニティスペース（令和8年度供用開始予定）は、運営団体が、活用促進のアイデア出し、自主的な清掃活動・企画の実施・プロモーション活動、公園及びコミュニティスペースの利用方法説明やルールの違反指導、活動したい公園利用者の相談受付・活動実施等の役割を担う官民連携による「協働型公園」の実現を目指しているところである。

こうした中、令和4年度に実施した意見交換会や、令和5年度から2年にわたり実施した社会実験において、周辺住民への影響や、サポーター主体でイベント等の企画・運営をしていく上での課題や問題点等が把握できただけでなく、周辺住民の反応も少しずつ前向きに変化してきており、サポーターを中心に、地域主体で活用促進のアイデア出しや広報活動、自主企画の実施を行う等「協働型公園」の実現に向けた機運が少しずつ高まってきている状況である。

令和7年度は、令和8年度の供用開始に向け、サポーターから運営団体へ組織化を行うとともに、引き続き社会実験を行いながら公園利用ルールを策定していく必要がある。

こうした取組を円滑に推進していくためには、他都市での運営団体の組織化等に関する先進的取組事例や専門的知識・技術を有することに加え、第三者の立場で、地域住民と行政の間における緩衝材的役割が重要になると考えられることから、業務委託を行うものである。

この要項は、業務を委託するにあたり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

※（新）南の口公園及びコミュニティスペースに関わりたい人達のことを「サポーター」としており、将来的には運営団体として組織化を目指しております。

2 公募する概要

(1) 業務名

（新）南の口公園における協働型公園としての運営体制等の構築支援業務

(2) 業務内容

別添「（新）南の口公園における協働型公園としての運営体制等の構築支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までの単年度契約とする。

(4) 公募する事業者

民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等（権利能力なき社団を含む。）とする。

(5) 選定事業者

1事業者

(6) 委託料

7,370千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

(7) 公募期間

令和7年4月30日（水）～令和7年5月20日（火）

(8) スケジュール

- ア 公募要項の配布・・・・・・・・令和7年4月30日（水）～令和7年5月20日（火）
- イ 質疑受付・・・・・・・・令和7年4月30日（水）～令和7年5月14日（水）
- ウ 質疑回答・・・・・・・・令和7年5月16日（金）までに市HPにて掲載
- エ 応募・提案申込期限・・・・令和7年5月20日（火）午後5時
- オ 選定会議の開催（企画提案競技（コンペ・プロポーザル））
・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年5月26日（月）頃を予定
- カ 選定結果の通知・・・・・・・・令和7年6月3日（火）頃を予定
- キ 契約締結など・・・・・・・・選定結果の通知以降の日

3 応募資格

運営団体の応募資格は、次に掲げるとおりとします。

- (1) この要項に定める実施要件を満たすとともに、記載内容を理解・承諾し、仕様書の内容を遵守できること。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。また、宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (3) 法令等に違反していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない団体であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている団体ではないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。また、尼崎市暴力団排除条例を遵守する団体であること。
- (9) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (10) 提案事業を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている団体であること。
- (11) 守秘義務を遵守できること。
- (12) 本事業の実施にあたり、尼崎市との打合せなどに適切に対応できること。

4 応募の手続き

(1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。応募書類に係る経費は、応募団体の負担とし、提出された書類、資料は返却しません。書類の提出部数は6部（原本1部、コピー5部）とします。なお、様式はA4版縦、横書き、片面刷り、左とじとしてください。また、提出された書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 見積書（様式3）

エ 事業実施体制（組織表）（様式自由）

オ 誓約書

（ア）応募資格にかかる誓約書（様式4）

（イ）暴力団排除に関する特約にかかる誓約書（様式5）

カ 添付書類

（ア）定款又は寄付行為の写し（3ヶ月以内の日付で原本証明してください。）

（イ）法人登記簿謄本（提出の日において発行日から3ヶ月以内のもの）

（ウ）納税証明書（未納がないことの証明：提出の日において発行日から3ヶ月以内のもの）

（エ）会社概要・事業報告書等

（オ）業務に携わる者の資格等の証明（資格等の写し、経歴を示すもの等）

（カ）その他事業実施に必要な要件が証明できる書面

(2) 提案内容

別紙仕様書に基づき、次の事項について企画・提案内容を記載してください。

ア 団体の概要（団体名、代表者、業務実績等）

イ 今回の委託事業に関しての類似・関連業務の実績があれば、その実績書類

ウ 業務責任者及び従事者の配置予定及び実績

エ 運営団体の組織化を推進するための内容及び実施スケジュール

オ 運営団体の組織化を推進するための業務計画及び実施体制

カ その他団体等自ら実施する提案事業など

(3) 見積書

別紙仕様書に基づき、次のとおり、見積書（様式3）に記載してください。

ア 住所、社名・屋号、代表者職・氏名を記載の上、押印してください。（業務に係る事業費の積算内訳を添付してください。）

イ 見積金額は消費税相当額を含んだ金額を記載してください。

なお、税込総額は7,370千円を上限とします。

5 応募方法

提案書、見積書を添えて、受付期間内に、持参又は郵送してください。（郵送の場合

は、必ず大庄地域課まで確認の電話をお願いします。)

(1) 受付期間 (期限厳守)

令和7年4月30日(水)～令和7年5月20日(火) 午前9時から午後5時まで
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

* 郵送の場合は令和7年5月20日付消印有効

(2) 受付場所

尼崎市大島3丁目9番25号 大庄北生涯学習プラザ1階

尼崎市総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課

TEL: 06-6419-8221 Fax: 06-6419-8226

なお、提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内に大庄地域課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認めません。ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

6 公募に関する質疑の受付について

(1) 当該公募に関する質疑は、FAX または電子メールで受け付けます。(様式自由)

(その際は、必ず大庄地域課まで質疑の受付確認の電話をお願いします。)

(2) 電話での質疑は受け付けないものとします。

(3) 質疑の受付先は下記のとおりとします。

尼崎市総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課

Fax: 06-6419-8226

E-mail: ama-osyo-chiiki@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 受付期間

令和7年4月30日(水)～令和7年5月14日(水) 午前9時から午後5時まで

7 公募に関する質疑の回答について

回答については、令和7年5月16日(金)までに市HPにて掲載予定です。

8 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募団体の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。(様式自由)

9 選定方法

別に設置する(新)南の口公園における協働型公園としての運営体制等の構築支援実施事業者選定会議(以下、「選定会議」という。)において、まず提出書類の審査を行います。書類審査後、応募者全員にプレゼンテーション審査を実施し、提案内容及び業務遂行能力をもとに総合的な視点で評価します。

(1) 審査方法等

審査方法等は、以下のとおりとします。

ア 審査基準に沿って、選定会議を行い、審査結果が一定の基準(60%を目安に選定

会議で決定)を上回った提案者のうち、得点が高い提案者を優秀提案事業者とします。

- イ 審査は、資格審査及びプレゼンテーション審査により行います。
- ウ 審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。
- エ 優秀提案事業者は、特別の理由がない限り、業務委託契約の交渉相手方となります。
- オ 応募書類受付後に応募資格を満たしていないことや応募書類に重大な瑕疵があることが判明した場合は、審査の対象といたしません。

(2) 審査結果

選定会議による契約の相手方の決定後に、文書で全応募者に対して審査結果を通知します。

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和7年5月26日(月)頃を予定しています。(時間、場所、出席人数等の詳細については後日連絡します。)

* 当該事業の業務責任者若しくは業務従事者になる者が、プレゼンテーションを実施してください。

(4) 選定結果の通知

選定結果は令和7年6月3日(火)頃までに、書面で通知する予定です。

10 選定基準

選定会議は次の選定基準により総合的な視点から審査を行うとともに、市内経済活性化の観点から、尼崎市に本社や支店を置く事業者の提案及び事業実施に際して尼崎市内在住者の雇用を行う提案には、評価基準において一定の加点を行い、実施事業者を選定します。

A 企画提案の内容について		
1	委託趣旨の理解	本業務の趣旨、意図をよく理解しているか。
2	大庄地域への理解度	大庄地域の特性や特徴などの情報について、多くの知識を有しているか。
3	業務責任者の専門能力の程度	公園やまちづくりに関する社会実験等の業務を遂行する専門能力が優れているか。
4	具体性・実効性	具体的な提案内容となっているか。また、実効性が伴っているか。
5	提案の独自性	委託業務遂行にあたり、独自性のある提案がなされているか。
6	見積書の金額	効率的な予算執行を推進する観点から、見積金額が設定されているか。
B 業務体制・能力について		
7	対応力	本市の意見に迅速かつ柔軟に対応できるか。
8	事業者の能力・実績	本業務を受託するにあたって能力・実績は十分か。
C プレゼンテーションについて		
9	説明力	わかりやすく説得力のある説明・質疑応答がなされたか。
10	熱意	本業務に対する熱意は感じられるか。

11 業務委託契約の締結

実施事業者として選定された団体は、すみやかに委託契約を締結し、尼崎市と具体的な業務内容及びその履行方法などについて調整・協議すること。

1.2 契約保証金

契約金額が300万円(消費税込)以上の場合は、契約保証金(契約金額の5/100以上)が必要となります。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付してください。

1.3 参考

令和3年度以前の取組

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/1039478/index.html

令和4年度の取組

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/1039477/index.html

令和5年度の取組

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/1039473/index.html

令和6年度の取組

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/1039480/index.html

1.4 問い合わせ先

尼崎市総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課

〒660-0076 尼崎市大島3丁目9番25号 大庄北生涯学習プラザ1階

TEL: 06-6419-8221 Fax: 06-6419-8226

E-mail: ama-osyo-chiiki@city.amagasaki.hyogo.jp

担当: 中筋・阿部・武野

以上